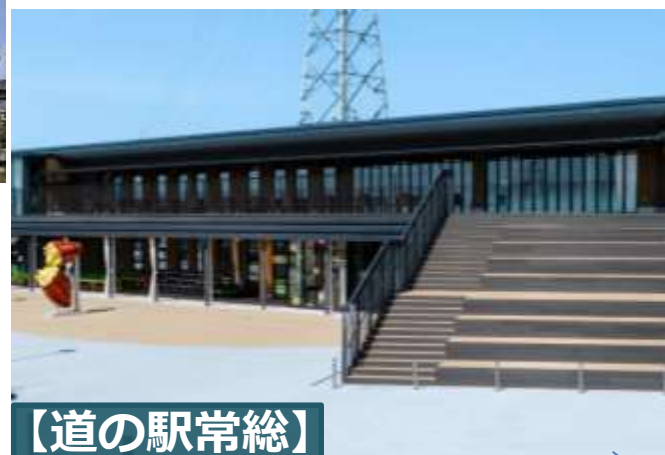


＼令和7年6月募集開始／
**常総市公共施設マネジメント
民間提案制度**



【道の駅常総】
開業から約2年でご来場者480万人達成！
盛り上がってます！！

“わたしたちなら〇〇ができるよ！”
そんなお話をぜひお聞かせください！
一緒に事業を創っていきましょう！

事業のトライアルもできます！

※裏面をご覧ください

制度の概要

民間提案制度は、民間事業者様が、自らのアイディアやノウハウ、技術等によって、本市の自治体経営や市民サービスの質がさらに向上する提案を自由に行っていただく制度です。

たとえば・・・

空きスペース有効活用、低未利用施設（土地）の利活用、ESCO（省エネ）事業、PFS（成果連動型民間委託契約方式）、広告掲載 などがあります。

市が保有する公共施設・公園・遊休地等を活用したプロジェクトや、市の資源（農産物や特産品等）を活用した商品開発なども採用されています！

お問い合わせ

常総市 資産活用課 施設マネジメント係

電話：0297-23-2902（直通）

メール：fm@city.joso.lg.jp

常総市 民間提案

検索

これまでの事業化案件もご確認いただけます

QRコード読み取り機能を利用する場合はこちら→



制度の特徴

(1)公共施設マネジメントに関することなら自由な提案が可能です

指針・要項で示す一定の条件以外の規制はありません。
一部、対象外となる提案（※）もありますが、自由な発想、独自のノウハウを盛り込んだ提案ができます。

※単に現在の事業（施設）の廃止に関する提案

既存の委託業務等を単に安価で受託しようとする提案 など

(2)市の新たな財政負担が無いことが原則です

提案の事業化にあたっては、次に定める方法等により資金調達・報酬を得るものとします。

▶ 提案による貸付料・広告料収入

▶ 提案による光熱水費・保守費等の削減相当額

▶ 提案による本市の現行予算の流用

など

(3)事業化協議が成立した時点で提案採用者との契約を保証します

民間事業者様からの提案内容を知的財産として捉えます。

提案が採用され、協議を経て事業化が決定した際には、提案者との契約を保証します。（随意契約）

事業スケジュール（フリー型）



令和7年6月 募集要項公表



▶ 事前相談・現地見学・トライアルを随時受付
※事前相談は必須です



令和7年6月13日～10月21日 提案受付



▶ 企画提案書による協議対象案件の選定
※提案採用 ≠ 契約 です



12月以降 提案採用者との詳細協議



最長
12か月

▶ 関係部署も交えた詳細協議
協議がまとまらなければ契約にはなりません



契約

▶ 協議が成立し、はじめて契約となります
事業期間は最長30年

注）「QRコード」は株式会社 デンソーウェーブの登録商標です。

トライアルとは？

提案を検討している事業を、実際に公共施設等でお試しすることができます！

民間事業者の皆さまには、公共施設等の立地や使い勝手、事業採算性などを肌で感じていただくことができます

公共施設等の使用料金は**原則無料（免除）**となります

※通常は使用料金が発生します

ぜひ、この機会にご利用ください！

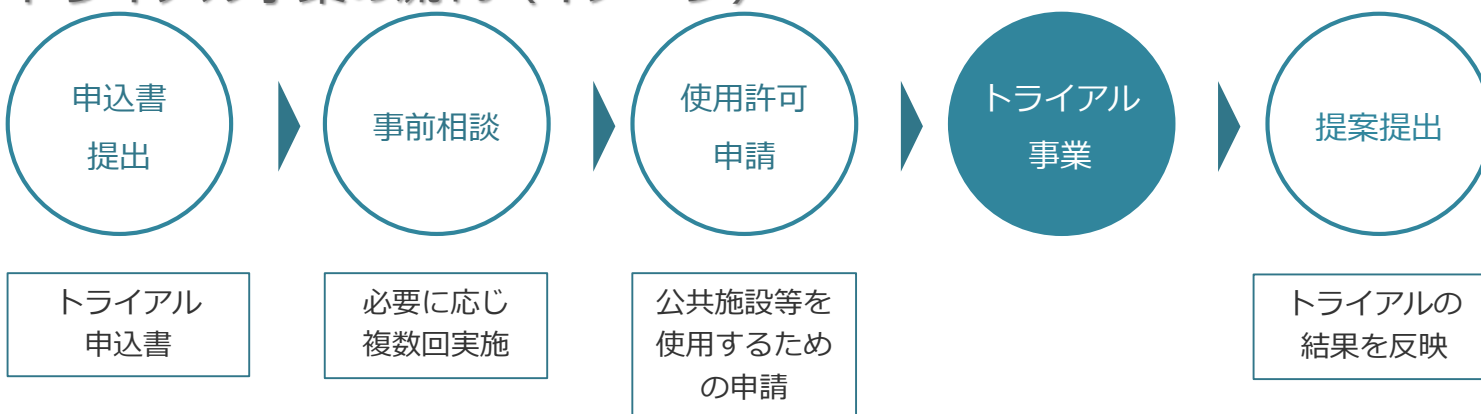
▶事業経費は事業者負担になります

▶営利・有料事業の実施も可能です

※その後の提案につながらない単発的な事業はお断りする場合があります

▶その他詳細は募集要項をご覧くださいか、お問い合わせください

トライアル事業の流れ（イメージ）



今まで事業者さまからの提案でこんなことを実現しました！



広告収入を原資に
AEDを無償設置



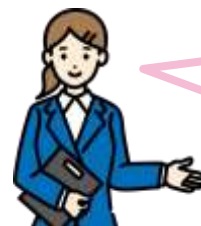
自動販売機の売上金で
災害備蓄品を整備



公共施設の
照明LED化

よくあるご質問

『市の新たな財政負担が無いこと』ってどんな場合？



資金、報酬の調達方法の一例をご紹介します



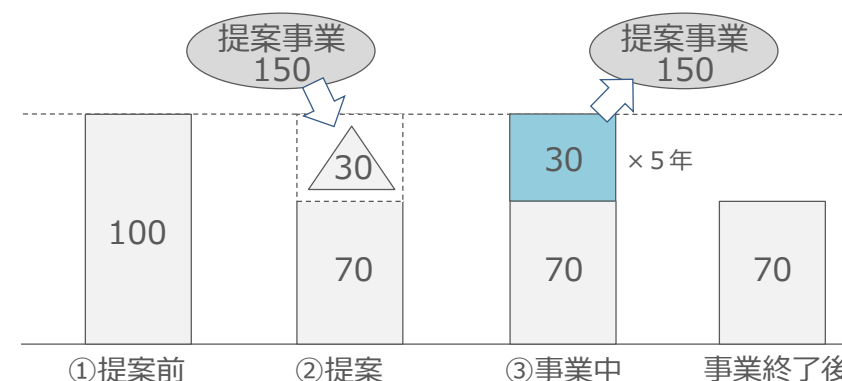
(1)貸付料収入

施設の空きスペースや遊休地を活用した事業で、転貸等によりテナント料の徴収が見込める事業 など

(2)広告料収入

- ・ 広告事業の収入を原資に事業を実施する
- ・ 事業をする代わりに、自社の広告を掲出する など

(3)提案による光熱水費・保守費等の削減相当額



- ①提案いただく前の市の光熱水費等の負担実績をベースとします
- ②提案事業による削減相当額を事業費として充てることができます
 $\text{提案事業費} \leq \text{削減相当額} \times \text{事業期間(年)}$ が成立すれば、新たな財政負担は発生しないということになります。
- ③事業期間中、削減相当額の範囲内で事業費を支払います
※新たな財政負担が生じなければ、必ず事業化できるというものではありませんのでご了承ください。

まずはお気軽にご相談ください！！